

児童扶養手当制度のご案内

児童扶養手当とは、父母の離婚など、父または母と生計を同じくしていない児童の健やかな成長を願い、児童が育成される家庭生活の安定と自立促進のために支給する手当です。

1 手当を受けることができる人

燕市に住民登録があり、次のいずれかに該当する児童を養育している父または母や、父または母に代わって養育している方に支給されます。

1. 父母が離婚した児童
2. 父または母が死亡した児童
3. 父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
4. 父または母の生死が明らかでない児童
5. 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
6. 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
7. 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
8. 母が婚姻によらないで出産した児童
9. 遺棄などで出生の事実が明らかでない児童

※児童とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（政令で定める程度の障がい状態にある児童については20歳未満）をいいます。

2 手当を受けられない人

児童を監護（養育）していても、次のいずれかに該当するときは、児童扶養手当を受け取ることができません。

1. 父、母（養育者）または対象児童が、日本国内に住所がないとき
2. 父または母が婚姻関係にあるとき（内縁関係や同居など、婚姻の届出をしていない場合を含む）
3. 対象児童が児童福祉施設などに入所したり、里親に委託されているとき（母子生活支援施設及び通園施設等を除く）
4. 請求者が母の場合、父と生計を同じくしているとき（父が重度障がいである時を除く）
5. 請求者が父の場合、母と生計を同じくしているとき（母が重度障がいである時を除く）
6. 父、母（養育者）が障害年金、遺族年金、老齢年金などの公的年金給付または労働基準法等による遺族補償（給付金発生後6年を経過している時を除く）などを受け取ることができるとき ※ただし、年金受給額が児童扶養手当額より少ない場合は、その差額の手当が受給できる場合があります。

3 手当額（所得額に応じて決定されます。）※手当額は改定されることがあります

支給区分	児童1人目	児童2人目以降の加算額
全部支給	48,050円	11,350円
一部支給	48,040円～11,340円	11,340円～5,680円
支給停止	0円	0円

※所得制限限度額表の「申請者本人」の「一部支給」欄又は「扶養義務者等」欄以上の所得がある場合は【支給停止】となります。

※公的年金給付等を受給されている方は上記手当額から差額を計算することになります。

（参考）一部支給額の計算方法（1円単位四捨五入。手当額は10円単位）
 手当月額＝48,050円－（所得額－申請者本人の全部支給所得限度額）×所得制限係数

4 所得制限額

請求者本人、または一定の範囲内の扶養義務者等の所得額が次の表に掲げる限度額以上である時は、その年度（11月から翌年10月まで）は、手当の全部または一部について支給が停止されます。

【所得制限限度額表】

（R6年11月分～）

扶養親族数	申請者本人の所得制限限度額		扶養義務者等の所得制限限度額
	全部支給の場合	一部支給の場合	
0人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人以上 （1人につき）	380,000円ずつ加算	380,000円ずつ加算	380,000円ずつ加算

【限度額に加算されるもの】

① 請求者本人

老人控除対象配偶者・老人扶養がある場合は10万円/人

特定扶養親族がある場合は15万円/人

② 扶養義務者等

老人扶養親族がある場合は6万円/人（但し、扶養親族等がすべて老人扶養親族の場合は、1人を除く）

【所得額の計算方法】

所得額

＝地方税法上の所得額（注1）＋養育費（注2）－80,000円－【別表】諸控除額

（注1）・給与所得者の場合：源泉徴収票中「給与所得控除後の金額」

・自営業など確定申告をしている場合：確定申告書控中「所得金額の合計」

（注2）その児童について扶養義務を履行するための費用として受け取る金額の8割

【別表】 諸控除額

障害者控除 勤労学生控除	270,000 円	特別障害者控除	400,000 円
配偶者特別控除 特定親族特別控除 医療費控除等	地方税法で控除 された額	寡婦控除※	270,000 円
		ひとり親控除※	350,000 円

※申請者の父または母は対象外

5 手当の支払

手当は申請した翌月分から対象となります。また、手当の支払は下表のとおり行われます。

支給対象月	支給日	支払方法	備考
3月、4月分	5月11日	受給者の指定した銀行口座に振込	手当支給日が土曜日または日曜、祝日の場合、直前の金融機関営業日
5月、6月分	7月11日		
7月、8月分	9月11日		
9月、10月分	11月11日		
11月、12月分	1月11日		
1月、2月分	3月11日		

6 申請手続き（必ずご本人様がお越しく下さい。）

【必要書類】

1. 戸籍謄本（請求者及び対象児童のもの）※電子で確認または原本を提出
2. 振込を希望する金融機関の預金通帳写し（申請者名義のもの）
3. マイナンバーカードもしくは通知カード（申請者、対象児童、扶養義務者のもの）
4. 本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、パスポートなど）
5. その他（請求事由により必要となる書類、証明書など）

※申請書は窓口に用意してあります。申請する方のケースによって添付書類が異なりますので、必ず窓口でご確認ください。

7 その他の手続き（必ずご本人様がお越しく下さい。）

手当の受給資格の認定を受けている人（受給資格者）は、次の届出をしていただく必要があります。

【現況届】

現況届は、前年の所得状況と8月1日現在の対象児童の監護状況を確認するための届です。毎年8月1日から8月31日までの間にすべての受給資格者が提出しなければなりません。

現況届を提出しないと11月以降分の手当が受けられなくなるほか、2年間提出しないことにより、手当の受給資格を失うことがあります。

【その他の届】

氏名、住所、金融機関の変更、家族構成または扶養する児童の数が変わった、所得や扶養人数などの税の申告をした、証書を紛失したときなども届出が必要です。

【資格喪失届】

次のような場合は手当を受ける資格がなくなりますので、速やかに資格喪失届を提出してください。届出が遅れると支給した手当を遡って返還していただくこととなりますのでご注意ください。

1. 父または母が婚姻したとき（内縁関係や同居など婚姻の届出をしていない場合を含む）
2. 対象児童の父と母が生計を同じくするようになったとき
3. 対象児童が、児童福祉施設等の施設に入所したり、里親に委託されたとき
4. 対象児童が死亡したとき
5. 遺棄していた児童の父または母から安否を気遣う電話などがあったとき
6. 拘禁されていた父または母が出所したとき
7. 対象児童が婚姻したり、父、母（養育者）が対象児童を監護（養育）しなくなったとき

【辞退届】

児童扶養手当の認定は受けているものの、全部支給停止であって、今後も所得制限限度額を下回る見込みがない場合、辞退届の提出により資格を喪失することができます。

8 その他

父または母（養育者）や対象児童が、障害年金、遺族年金や遺族補償を受給した場合や、家族構成に変更のあった場合は、必ず届出を行ってください。児童扶養手当の額が変更または停止される場合があります。届け出が遅れると支給した手当をさかのぼって返還していただく場合がありますのでご注意ください。

手当を受給し始めてから5年、または該当することとなってから7年が経つ人は、手当額が2分の1に減額される場合があります。（該当する方には直接お知らせします。）

◆申請・お問い合わせ（土日祝日を除く8：30～17：15まで）

燕市役所 こども政策部 子育て応援課 こども福祉係（市役所1階 ⑰～⑲窓口）

〒959-0295 燕市吉田西太田1934番地

TEL：0256-77-8186（直通）